

第3回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
議事次第

日時：2020年（令和2年）3月26日15：00～
場所：福山市役所6階60会議室

1 開 会

2 報告事項

（1）国，県の動向について

（2）本市の対応について

3 協議事項

（1）市主催のイベント等の対応について

（2）その他

4 閉 会

第3回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)3月26日 15:00～

場 所 福山市役所6階 60会議室

	(中島副市長) ○	(市本部長) ○	(杉野副市長) ○
保健福祉局長 ○			○ 市長公室長
保健所長 ○			○ 建設局長
総務局長 ○			○ 建設局参事
総務部参与 (危機管理(安心・安全)担当) ○			○ 教育次長
市民局長 ○			○ 上下水道局経営管理部長
企画財政局長 ○			○ 市民病院管理部長
経済環境局長 ○			○ 消防局長

2 報告事項

(1) 国, 県の動向について

■新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（累積）（無症状病原体保有者を除く）

2020年（令和2年）3月24日現在

No	都道府県名	患者数（人）	現在は入院等（人）	退院者（人）	死亡者（人）
1	北海道	162	63	93	6
2	東京都	160	130	26	5
3	愛知県	139	114	9	17
4	大阪府	123	94	27	2
5	兵庫県	87	77	5	6
6	神奈川県	73	52	17	4
7	埼玉県	53	41	11	1
8	千葉県	46	31	15	0
9	新潟県	24	21	3	0
10	京都府	23	16	7	0
11	大分県	16	15	1	0
12	和歌山県	15	5	9	1
13	群馬県	13	12	0	1
14	岐阜県	11	10	1	0
15	高知県	11	0	11	0
16	福岡県	9	7	2	0
17	栃木県	6	4	2	0
18	熊本県	6	5	1	0
19	石川県	6	3	3	0
20	三重県	6	4	2	0
21	奈良県	5	2	3	0
22	滋賀県	5	4	1	0
23	茨城県	5	5	0	0
24	山梨県	4	3	1	0
25	沖縄県	4	2	2	0
26	長野県	4	2	2	0
27	静岡県	3	2	1	0
28	宮崎県	3	2	1	0
29	広島県	3	2	1	0
30	山口県	2	2	0	0
31	愛媛県	2	1	1	0
32	福島県	2	2	0	0
33	青森県	2	2	0	0
34	秋田県	1	0	1	0
35	宮城県	1	0	1	0
36	福井県	1	1	0	0
37	岡山県	1	1	0	0
38	香川県	1	1	0	0
39	佐賀県	1	1	0	0
	総計	1,039	739	260	43

■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～3/23 第22回）
- 2月 3日 流行地域の変更（武漢市→湖北省）
- 2月12日 流行地域の変更（湖北省・浙江省）
- 2月13日 緊急対応策取りまとめ
- 2月16日 第1回専門家会議（～3/19 第8回）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 流行地域の変更（中国湖北省・浙江省、韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡）
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月 6日 流行地域の変更（中国・韓国・イランの一部地域）
- 3月10日 緊急対応策（第2弾）取りまとめ
- 3月10日 全国的なイベント等の中止等の対応継続要請（10日間程度）
- 3月10日 流行地域の変更（中国・韓国・イラン・イタリアの一部地域 他）
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月18日 「生活不安に対応するための緊急措置」決定
- 3月18日 流行地域の変更（中国・韓国・イラン・イタリア・スペインの一部地域、アイスランド 他）
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

■ 県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～3/20 第6回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月 4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
- 3月 6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認
- 3月16日 広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領策定
- 3月20日 県内（尾道市）で2例目の感染を確認
- 3月21日 県内（尾道市）で3例目の感染を確認
- 3月25日 新型コロナウイルス感染症専門家委員会
- 3月26日 県内（広島市）で4例目の感染を確認

新型コロナウイルス感染症患者（2例目）の発生について（第1報）

令和2年3月25日（水）、広島市内の医療機関から、新型コロナウイルス感染症を疑う患者が受診している旨の連絡があり、本市衛生研究所で検査を実施したところ、同日、陽性であることが確認された。

1 患者概要

- (1) 年代：40歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 居住地：広島市
- (4) 職業：自営業
- (5) 主な症状：発熱、咳、鼻汁（現在、症状は安定している。）

2 行動、症状の経過等

- 3月19日（木） 未明に39℃の発熱、倦怠感
朝に解熱したが、夜に39℃の発熱
- 3月20日（金） 朝に解熱したが、夜に38.5℃の発熱
- 3月21日（土） 発熱なし
- 3月22日（日） 発熱なし
屋外スポーツ施設A（廿日市市）利用
- 3月23日（月） 屋外スポーツ施設B（東広島市）利用
夜に39.5℃の発熱。解熱剤を服用し解熱
- 3月24日（火） 発熱が継続したため、保健センターに相談
A医療機関を受診
- 3月25日（水） 未明に39.9℃の発熱。B医療機関を受診
胸部CT検査の結果、肺炎の所見があり、医師が保健センターと協議の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検体を採取
遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明
夜に咳、鼻汁出現
- 3月26日（木） 未明に38.4℃の発熱、解熱剤を服用
感染症指定医療機関に入院。（体温36.1℃、咳、鼻汁）

※本人からの申告によれば、発症前14日以内に渡航歴はない。また、発症後はマスクを着用していたとのこと。

3 今後の対応

- ・現在までに確認できた患者の行動歴をもとに、濃厚接触者あるいはその可能性のある者に対し、患者との接触状況や健康状態についての把握など、逐次、積極的疫学調査を実施しているところである。更に患者の詳細な行動歴の確認を行った上で積極的疫学調査を行い、その結果をもとに、当該濃厚接触者に対する、健康観察（毎日の体温確認等）と、必要に応じてPCR検査を適切に実施することとしている。
- ・この調査により把握した感染拡大防止のために必要な情報は、速やかに市民に広く提供することとしている。国内では感染者数の増加とともに、感染経路が不明な感染者や集団感染事例が報告されており、さらなる感染拡大が懸念されている。市民の皆様には、引き続き、咳エチケットや手洗いの励行など感染予防対策にご協力をいただきたい。

(2) 本市の対応について

2020年(令和2年)3月25日現在

1 実施体制等

- 1月29日 福山市警戒本部設置(本部長:保健所長)
- 1月30日 第1回警戒会議(以降、毎週局長級会議で情報共有)
- 2月24日 福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置(本部長:杉野副市長)
- 2月24日 第1回特別警戒本部会議
- 2月27日 第2回特別警戒本部会議
- 2月28日 第3回特別警戒本部会議
- 3月5日 第4回特別警戒本部会議
- 3月7日 福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
- 3月7日 第1回対策本部会議
- 3月14日 第2回対策本部会議

2 市民及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始めすべての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 手洗いやうがい、マスク着用を含めた咳エチケットの徹底など、自らができる感染症対策の励行を呼び掛ける。

- ・ 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載(1月17日～)
- ・ 各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
 - ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
 - ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮(障がいがある方、外国人など)

3 相談・受診等

(1) 相談窓口

- 1月29日 相談窓口の設置
- 2月12日 相談窓口の機能強化(24時間体制(夜間休日はコールセンター対応))
- 3月9日 相談窓口の機能強化(回線増設、多職種対応)(3/7第1回対策本部会議決定)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(24時間対応)
084-928-1350

(2) 相談・検査の状況

- ・ 相談件数(1月29日～3月24日) 2,189件
- ・ 検査件数(1月30日～3月24日) 79件(陽性0件)

(3) 相談・受診の目安(2月17日厚生労働省通知)

- 次の**いずれか**に該当する方は、相談窓口にご相談していただく。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口にご相談していただく。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ※ 妊婦の方についても、念のため重症化しやすい方と同様に、早めにご相談していただく。

(4) 相談～受診等の流れ

- ① 相談内容について詳細な聞き取りを行い、必要に応じて医療機関への受診調整を行う。
- ② 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
 - ※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ③ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
 - ※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

4 感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ、**当面（県内発生早期（市内未発生期））**の感染防止策を以下のとおり講じました。市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) ア 市主催イベントの対応について（3月7日改正）（3/7第1回対策本部会議決定）

区分		講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント				
		市外から参加があるもの	広く市民を対象とするもの		特定地域の市民を対象とするもの	
			屋内	屋外	屋内	屋外
県内発生	本市（隣接市町を含む）未発生かつ県内でまん延していない場合	原則、延期又は中止				対象者が特定でき、万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可
	本市（隣接市町を含む）で発生した場合または県内でまん延している場合					

※「原則、延期又は中止」の区分であっても、実施時期の変更ができない場合については、個別に可否を整理する。（卒業式、入学式、資格試験等）

【感染防止対策の具体】

<p>○保健衛生上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自粛のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒 	<p>○イベント運営上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催規模の制限（参加人数） ・開催場所の見直し（屋内・外、換気の状態） ・開催時間の対策（同一空間での滞在期間） ・プログラム内容の見直し（距離や接触）
---	---

イ 市民の皆さまへ（イベント等について）

○ 公の施設の使用料の返還について（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

・ 「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還
 ※ 2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用

○ お花見の宴会の自粛について（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

福山城公園など、市内各所の桜の名所においては、お花見時期は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。
 散策しながらお花見を楽しむ場合でも、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止に協力をお願いする。

(2) 学校の対応について

ア 卒業式・卒園式の対応（2/27第2回特別警戒本部会議を経て市教委決定）

・ 感染拡大防止措置を講じ実施する。
 ・ 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員のみ）、対人スペース確保、時間短縮等を行う。

イ 一斉臨時休業への対応（3月2日から春休みまで）（特別警戒本部・市教委決定）

・ 国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
 ・ 仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
 ・ 放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
 ・ 企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

(3) 公共施設の利用制限等

当面3月2日から3月15日までの取扱い（2/28第3回特別警戒本部会議決定）

・ 休館：老人福祉センター（5施設）、ふれあいプラザ（32施設）（重症化が懸念される高齢者の感染防止）
 ・ 利用制限：図書館（7施設）（予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限）

当面3月9日から3月15日までの取扱い（3/7第1回対策本部会議決定）

・ 休館：ふれ愛ランド（濃厚接触リスクが高い場所における感染防止対策）
 ・ 利用制限：スポーツ施設（4施設）（トレーニングルームの利用中止）

上記施設の休館期間を、当面3月31日まで延長（この期間中にオープンする「エフピコアリーナふくやま」についても、3月31日まで利用制限（トレーニングルームの利用中止））

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応（3月2日以降）（2/28第3回特別警戒本部会議決定）

通常の窓口対応に加え、継続相談や妊娠後期の相談の際に来所せず相談できるよう、対象者へ電話相談又は訪問相談を実施する。

(5) 社会福祉施設等への対応

- 国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。
- ・ 利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の利用制限，医療等へのつなぎ
 - ・ 従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の従事制限
 - ・ 面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限
 - ・ 人員基準等について，必要に応じ柔軟な取扱い

(6) その他

- ・ 市民税等の申告期限を4月16日まで延長（当初3月16日まで）（2/28第3回特別警戒本部会議決定）
- ・ 市の業務での会議・研修・出張等について，必要性を再検討
- ・ 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等（3/5第4回特別警戒本部会議報告）

5 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（福山市）」（3/14第2回対策本部会議決定）

標記の緊急対応策について，次の5項目に分類の上取りまとめました。

- ・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- ・ 学校の臨時休業に伴う対応
- ・ 事業活動の縮小等に対する支援（事業者向け）
- ・ 収入減少に対する支援（個人向け）
- ・ 行政手続等に関する特別な措置

3 協議事項

(1) 市主催のイベント等の対応について

○ 主催のイベントの対応について

- ▶ 当分の間、これまでの対応を継続する。

○ 公共施設の対応について

- ▶ 3月31日(火)までとしていた次の施設の休館等の対応について、当分の間延長する。

※ 今後の国、県の方針や感染拡大状況等を踏まえ適宜見直しする。

施設名	対応状況	一部休館場所 利用制限の内容等	休館等の期間
老人福祉センター(5 施設)	休館		3月 2日から 当分の間
ふれあいプラザ(32 施設)	休館		3月 2日から 当分の間
図書館(7 施設)	利用制限	予約貸出又は返却のみ利用可	3月 2日から 当分の間
緑町公園屋内競技場	一部休館	トレーニングルーム	3月 9日から 当分の間
福山市体育館	一部休館	トレーニングルーム	3月 9日から 当分の間
エフピコアリーナふくやま	一部休館	トレーニングルーム	3月23日から 当分の間
松永健康スポーツセンター	一部休館	トレーニングルーム	3月 9日から 当分の間
水上スポーツセンター	一部休館	トレーニングルーム	3月 9日から 当分の間
ふれ愛ランド	休館		3月 9日から 当分の間

実質無利子

金利▲0.9%

基準金利

・新型コロナウイルス感染症特別貸付（無担保・無保証）

融資限度額 3億円 設備資金 20年，運転資金 15年（ともに5年据置）
▲5%以上売上減少かつ業歴3か月以上
融資後3年まで金利 ▲0.9%（1.11%→0.21%）

・セーフティネット貸付

融資限度額 7.2億円
設備資金 15年・運転資金 8年（3年据置）
基準金利 1.11%

・特別利子補給制度

融資後3年まで（対象上限 1億円）
個人事業主：対象要件なし
小規模事業者：▲15%以上売上減少
中小企業者：▲20%以上売上減少

マル経融資（無担保・無保証）

・特例措置

前年同期比▲5%以上売上減少の小規模事業者
融資限度額 1,000万円（既存2,000万円と別枠）
設備10年（4年据置），運転7年（3年据置）
融資後3年金利▲0.9%（1.21%→0.31%）

・既存分

融資限度額 2,000万円
設備 10年（2年据置），運転 7年（1年据置）
金利 1.21%（特別利率F）

マル経融資 利子補給制度（市）

（特例措置）

・国の特例措置による運転・設備資金の償還利子の36ヶ月分（0.31%）
・特例措置の限度額（1,000万円）を超える運転・設備資金の償還利子の36ヶ月分（0.5%）

（既存分）

・設備資金の償還利子の12ヶ月分（0.5%）

所要額：6,160千円/年（内，拡大分4,960千円）

▼生活衛生関係事業者向け▼

・衛生環境激変対策特別貸付【国】

旅館業，飲食店・喫茶店営業
融資限度額 別枠1,000万円（旅館業3,000万円）
運転7年（2年据置）
金利▲0.9%（1.91%→1.01%）

・生活衛生改善貸付【国】

生活衛生小規模事業者（理美容，クリーニング飲食等）
融資限度額 別枠1,000万円
運転7年（3年据置），設備10年（4年据置）
金利▲0.9%（1.21%→0.31%）

・セーフティネット資金【県】（4号認定等）

融資限度額 8,000万円
設備10年（3年据置），運転10年（1年据置）
金利 信用保証付き1.0%

・緊急経営基盤強化資金【県】（5号認定等）

融資限度額 4,000万円 運転10年（1年据置）
金利 信用保証付き1.0%

・借換資金【県】（5号認定等）

融資限度額 5,000万円 運転10年（1年据置）
金利 信用保証付き1.0%

・経営安定資金【市】

限度額 運転1,500万円 設備3,000万円
運転10年（1年据置），設備15年（3年据置）
金利 信用保証付き1.67%

・小規模事業資金【市】

限度額 750万円（運転・設備）
融資期間 10年（6か月据置）
金利 信用保証付き1.30%

※金利引下げの対象限度額は，特別貸付，マル経融資，生活衛生関係貸付の合計で3,000万円